

第1章 研究の趣旨

第1節 研究の目的

殺人は、最も尊重されるべき人の生命を奪う犯罪であり、被害者の人生を剥奪するのみならず、その遺族にも深刻なダメージを与えるものであって、その結果は最も重大である。このように最も重大な犯罪と言ってよい殺人の事犯者をいかに処遇するかは、刑事政策上における重要な主題の一つである。

殺人の多くは、面識のある被害者に対して行われ、加害者と被害者の間での人間関係の悪化等の問題があつて敢行されることが多い。殺人とは、極めて重大な行為であり、いやしくも人が他人に対し殺意を抱くということは、たとえ未必的なものであろうとも、それ自体が例外的な事態であつて、そこにはそれ相応の理由があるのが本来の姿であると理解されている（刑事事実認定—裁判例の総合的な研究—（上）12頁参照）。すなわち、殺意を抱くに当たっては、それなりの動機があるのが通常である。

ところが、「通り魔事件」等の言葉に代表されるように、加害者と関係のない被害者に対して、理不尽な動機に基づく無差別殺傷事件が、件数は多くはないものの、毎年発生して、社会に対して不安を与えてきた。特に、平成20年には、そのような無差別殺人が相次いで発生し、社会を震かんさせた。

たとえいかなる動機にせよ、他人の生命を不法に奪うことは、厳に非難されるべきことであるが、明確な動機もなく、あるいは、一般的な感覚からは理解困難な動機に基づいて無関係の第三者の生命を奪うことは、一般的な殺人以上に強く非難される。何の落ち度もない被害者が、極めて理不尽な理由によって生命を断たれるものであり、当該被害者・遺族にとって到底許し難い犯行であるばかりか、市民一般にも底知れぬ不気味さを覚えさせ、自分もこのような事件に巻き込まれるのではないかという強い不安感を抱かせる。その意味で、無差別殺傷事件は、いわゆる体感治安にも負の大きな影響を与えるものである。

このような無差別殺傷事件を起こした者については、これまで精神科医等による研究や分析も行われているが、それらの研究者が入手できるデータは、臨床精神医学的なものが主なものであり、また、幾つかの症例に基づいた事例研究的なものが多いように思われる。もちろん、無差別殺傷事件は、その性質上、犯人の特異な性格・思考方法や複雑な特殊事情を背景とするものが多く、すぐれて個別的な特質を持っており、また、件数も限られていることから、必ずしも統計的な分析になじむものとは言い難い。しかしながら、無差別殺傷事件は、社会の耳目を集め、極めて人々の関心が高いものであるにもかかわらず、信頼し得るデータに基づいて、その実態、実情の全体像が明らかにされることは少なかったことを考えると、可能な限り多くの無差別殺傷事件を対象とし、実証的な調査に基づきその実態を明らかにすることは、治安対策としても、また、社会のいたずらな不安を除去す

る意味でも意味があると考え。特に、無差別殺傷事犯の防止と無差別殺傷事犯者に対する適切な処遇の在り方を検討するためには、無差別殺傷事犯に至る動機、背景及び原因並びに犯行の準備及び犯行遂行上の特性、無差別殺傷事犯者の就学・就労、交友・家族関係、前科関係等の属性、無差別殺傷事犯者の処遇上の特性等のデータを可能な限り収集することが重要である。その上で、幾つかの観点から類型化を試みながら、無差別殺傷事犯又は無差別殺傷事犯者の特徴を探求することを目的として、本研究を行うこととした。

第2節 「通り魔事件」

無差別殺傷事件に類似した概念として、警察庁では「通り魔事件」という概念を用いている。警察庁では、昭和56年6月、「人の自由に通行できる場所において、確たる動機がなく、通りすがりに不特定の者に対し、凶器を使用するなどして殺傷等の危害（殺人、傷害、暴行及びいわゆる晴れ着魔などの器物損壊等）を加える事件」を通り魔事件と定義し、各都道府県警察から報告を受けて、その実態を分析している（通り魔事件の状況につき、昭和57年版犯罪白書参照）。

例えば、科学警察研究所においては、1996年1月から2003年3月までに警察庁に報告された通り魔事件のうち、器物損壊を除く殺人、傷害、暴行事件について、警察における捜査記録に基づいてデータ収集を行って、検討を加えている（渡邊和美「通り魔事件の犯人像」、科学警察研究所犯罪行動科学部長渡辺昭一編「捜査心理学」北大路書房）。そこでは、加害者と被害者が無関係であって、被害者との関係で加害者を特定し難いという特性から、加害者の特徴をプロフィールするという目的に基づき、米国司法省連邦捜査局（FBI）における複数の被害者のいる殺人事件の分類（大量殺人、スプリー殺人、連続殺人）を参考にしながら、通り魔事件の加害者を単発犯、スプリー犯（FBIの分類による大量殺人とスプリー殺人の区別が困難であるとして、これらを同一の類型として扱っている。）、連続犯の三つに分類した上で、年齢、学歴、職業、居住、精神疾患、犯罪歴、矯正施設入所歴、犯行動機、土地鑑等の観点で、それぞれの特徴を見ている。^(注1)

注1 同研究は、スプリー犯（24時間以内に複数の被害者を攻撃する者と定義）について、加害者像が最も明確とし、その特徴として、「攻撃衝動が強いが、一時期の衝動であって、連続犯のように長時間持続する類のものではない」、「職業は無職か、あっても土木作業員かパート等」、「親と同居し、親に依存して生活している場合が多い」、「普段おとなしい者が妄想で暴れるという弱者型で、犯罪歴はないか、あっても軽微なもの、ないしはかなり古い犯罪歴」などとしている。また、単発犯について、「何らかの精神障害に罹患していることが多く」、「職業は無職が多く」、「独居か親と同居していることが多い」、「凶悪犯や粗暴犯などの犯罪歴を持つ者も多く、普段からトラブルメーカーで、粗暴型が主であり」、「イライラが犯行の動機となる」が、「一部に弱者型も存在し」、「刑務所志願が動機であった」としている。また、連続犯の特徴として、年齢が「他の類型と比べて若い」、職業は「さまざま」で「無職者はむしろ少ない」、「犯行前に精神科への入・通院歴のある者は1名のみである」が、「犯行後の精神鑑定等では、何らかの精神疾患に罹患していると診断されるものがほとんど」、「粗暴型がほぼ半数で、10名中の6名が性的な目的で女性を狙っている」としている。

第3節 無差別殺傷事件の研究の手法

本研究において、無差別殺傷事件は「分かりにくい動機に基づき、それまでに殺意を抱くような対立・敵対関係が全くなかった被害者に対して、殺意をもって危害を加えた事件」をいう。

本研究は、捜査の一手段としての加害者の特徴のプロファイルを主目的としたものではなく、無差別殺傷事犯の予防や無差別殺傷事犯者の処遇の在り方を検討するためのものであることから、通り魔事件とは定義を異にしている。

すなわち、前記のとおり、本来であれば、それ相応の理由に基づいて殺意を抱くのが通常であるにもかかわらず、通常人の感覚からは殺意を抱くことが分かりにくい動機に基づいて殺意を抱いて殺害行為に出る点に、無差別殺傷事件の最も重要な特質があると考えられ、さらには、そのような動機に着目して、その動機の形成過程、背景・要因を探ることで、無差別殺傷事犯の予防や、その事犯者の処遇に適した調査・研究を行い得ると考えられる。このような観点からすれば、殺意を抱いた犯行、すなわち、殺人（殺人未遂を含む。）である点が無差別殺傷事件の重要な要素となることから、傷害・暴行は調査対象に含めないこととした。場所及び凶器の要素は、このような観点からは特に要件として必要ではないため、無差別殺傷事件の要件から除外した。

被害者と加害者の関係は、通常は、無関係の第三者であることが多いが、たまたま既知の被害者に対して加害者が「分かりにくい」動機に基づいて殺害行為に及ぶ場合は、前記の観点からは無差別殺傷事件として調査の対象とすべきであると考えられる。そこで、本来的に殺意を抱くような対立・敵対関係でなかった被害者に対する殺害行為を含めることとした。その結果、上記のとおり、無差別殺傷事件は、「分かりにくい動機に基づき、それまでに殺意を抱くような対立・敵対関係が全くなかった被害者に対して、殺意をもって危害を加えた事件」と定義される。

このような無差別殺傷事件は、統計的に把握されることもなく、系統立った報告の対象ともならないため、網羅的に研究対象とすることはできない。そのため、法務総合研究所では、全国の検察庁に無差別殺傷事件に該当し得る可能性のある事件について広く照会して回答を得た上、回答のあった事件について判決書及び刑事事件記録を取り寄せて内容を検討し、無差別殺傷事件であるか否かを判断した。

調査対象事件は、平成12年3月末日から22年3月末日までの間に裁判が確定した無差別殺傷事件であって、裁判が確定して対象者が刑事施設に入所したものである。調査対象者は、52人である。調査対象事件の概略については、巻末資料「調査対象事件一覧」で紹介しているとおりである。

本研究では、調査対象事件について、検察庁から取り寄せた刑事事件記録に基づく調査を行うとともに、調査対象者が入所した刑事施設における処遇記録に基づく調査、仮釈放

後に保護観察に付されたものについて保護観察所の事件記録に基づく調査を行い、調査対象者・調査対象事件に関するデータを収集した。

なお、調査対象事件である無差別殺傷事件に関する選定・抽出方法の限界及び数量的限界から、必ずしも統計的な処理を行うことはできない。したがって、本研究においては、その問題点を踏まえつつ、必要な範囲において各種の比較を行っているが、これらは必ずしも無差別殺傷事件一般に関する解釈を意味するものではない。

第4節 報告書の構成

1 各種統計による殺人事件に関する動向の分析

無差別殺傷事件の実態や無差別殺傷事犯者の処遇の実情を適切に分析し、理解するためには、一般的な殺人事件の実態、殺人犯の処遇の実情を把握しておくことが必要である。このような観点から、警察庁の統計、検察統計年報、司法統計年報、矯正統計年報、保護統計年報等を基に、殺人事件の発生状況、殺人事件に関する捜査、起訴、裁判の状況、殺人による受刑者に関する処遇の状況、殺人による保護観察対象者に関する処遇の状況等について、調査・分析を行った。

2 無差別殺傷事件の実態調査

調査対象となる無差別殺傷事件について、上記の方法により得た調査結果に基づいて、その調査対象者の基本的な属性、事件の時間的、場所的特徴、犯行の動機、被害者及び犯行手法の特徴等について明らかにするとともに、無差別殺傷事件に至った背景・要因等の分析を行った。

3 無差別殺傷事犯者の処遇の実態調査

調査対象の無差別殺傷事犯者について、捜査における特徴、裁判での量刑、裁判期間等の特徴、刑事施設における処遇の方針・指導、受刑態度等の処遇の実情、保護観察における社会復帰に向けた処遇の実情を明らかにするとともに、再犯状況を調査した。

4 外国における調査

米国司法省連邦捜査局が公表した報告書に基づいて、学校内銃乱射事件、連続殺人事件に関する知見を紹介するとともに、無差別殺傷事犯の予防及び無差別殺傷事犯者の処遇の在り方を検討するために、英国において、危険な犯罪者に対する評価の在り方、情報共有の枠組み、処遇の手法等を調査した。

5 研究会

調査対象の無差別殺傷事犯者の特徴, 対策の在り方等について専門的知見を求めるため, 精神医学等の専門家から構成される研究会を開催し, 得られたデータに基づいて, 無差別殺傷事犯者の特徴の有無, その趣旨等に関し, 意見を聴取するとともに, 無差別殺傷事犯を予防し, また, 無差別殺傷事犯者を適切に処遇するための方策についての提言を求めた。

6 まとめ

以上を受けて, 調査結果を取りまとめるとともに, 無差別殺傷事犯を抑止するための方策, それらの事犯者の処遇の在り方についての考察を行った。